

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第71号）（環境政策局環境企画部環境指導課）

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）の施行により、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を条例で定めなければならないこととなることに伴い、当該事項について規定することとしました。

- 1 浄化槽保守点検業者が、更新の登録を受けるに当たり、市長に提出する申請書に添付しなければならない書類として、浄化槽管理士が2の研修を受けたことを証明する書類の写しを加えることとしました。
- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修として市長が認めるものを受けさせなければならないこととしました。

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 71 号

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 浄化槽管理士が第12条第3項に規定する研修を受けたことを証明する書類の写し（前条第3項の登録を受けようとする者に限る。）

第12条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、別に定めるところにより、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修として市長が認めるものを受けさせなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第2項第4号の規定は、同条例第3条第3項の登録の有効期間の始期がこの条例の施行の日から令和5年3月31日までの間にある者の当該登録に係る申請については、適用しない。

(環境政策局環境企画部環境指導課)